

三川町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月  
三川町教育委員会

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教員の給与等に関する特別措置法(給特法)及び文部科学大臣の定める指針に基づき、本町の教育を支える教育職員が心身ともに健康を保持し、その専門性を発揮できるよう、業務量の適切な管理と健康確保を図るために策定するものである。本計画の実施にあたっては、教育職員の職務の特殊性を踏まえつつ、学校・家庭・地域が一体となって教育職員が「子供たちと向き合う時間の確保」を目指すものとする。

### (2) 現状

町内各小中学校では「三川町立小中学校管理規則」に基づき、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした状況の中、令和6年度の平均的な時間外在校等時間は、小学校で月約31時間、中学校で月約22時間となっており、国が掲げる「令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する」という目標値(月30時間程度)を上回る状況も見られることから、引き続き業務の精査と負担軽減を図る必要がある。

今後も業務負担の軽減を継続し、教育職員が児童生徒と向き合う時間を質・量ともに確保することで、教育の質のさらなる向上に資する環境整備を推進していく。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月あたりの時間外在校等時間が45時間以内となる教育職員の割合を100%とすることを旨とする。
- ・年間の月平均時間外在校等時間を、国の指針に合わせ30時間程度にすることを旨とする。

### (2) ワーク・ライフ・バランス・働きがいに関する目標

- ・ストレスチェックの結果を活用し、高ストレス者の割合を抑制することに努める。

## 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ① 学校以外が担うべき業務

##### ○通学路の見守り

- ・スクールガードリーダーやPTA、地域ボランティア、安全みつめたいとの連携を強化し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察等との連携を主とし、学校による自主巡回は行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的責任を負い、保護者自らが行うものであるという認識を共有するため、機会を捉えて周知を図る。

##### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・外部機関等の専門家を活用できる環境の整備等を通じて、学校と教育委員会、専門家等が連携して、当該苦情等に対応できる体制を整備する。

## ②教師以外が参画すべき業務

### ○調査・統計等への回答

- ・町から学校に発出される調査・統計等へ回答について、可能な限りWebフォーム等を活用することによって事務負担を軽減する。

### ○部活動

- ・休日の部活動における地域展開の継続に努めるとともに、平日の活動については、策定したガイドラインに沿った適切な運営を推進する。

### ○町支援員等の活用

- ・町支援員等の人材を各校の状況に応じて適切に配置・活用し、学習支援等の補助を通じて、教育職員の業務負担の軽減を推進する。

## ③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

### ○授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムやデジタルドリル等のICTツールを活用できる体制を整備し、授業準備、成績処理等に係る事務負担の軽減を推進する。

### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）等の外部専門職と学校との連携機会を毎月1回以上確保し、専門的な知見を活用しつつ、組織的に対応する体制を推進する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう改善を促す。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するために、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・在校等時間が月80時間を超え、疲労の蓄積が認められる教育職員等に対し、本人からの申出に基づき、医師による面接指導を実施する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・長期休業期間中において、年間5日以上为学校閉庁日を設定し、教職員が確実に休息できる環境を整備するとともに、この期間における年次有給休暇等の連続取得を各学校に対して促す。

## 5 関連する取組・フォローアップ

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、ストレスの割合については、本町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・三川町総合教育会議において本計画の進捗状況を報告するとともに、その結果を町ホームページ等で公表し、学校における働き方改革への理解を広く地域・保護者へ求めていく。